



関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の 一部改正（案）について

令和 8 年 1 月 22 日
本部事務局総務課

1 改正の理由

国家公務員の給与に関する人事院勧告及び各府県市の人事委員会勧告を踏まえ、所要の改正を行う。

2 改正内容

(1) 関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例別表第 1 の「給料表」について給料月額を引き上げる(令和 7 年 4 月 1 日から適用)。

(2) 関西広域連合会計年度任用職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定する(令和 7 年 12 月 1 日から適用)。

	6 月期	12 月期	引上げ幅
令和 7 年度	1. 25 月（現行 1. 25 月）	1. 275 月（現行 1. 25 月）	0. 025 月

(3) 関西広域連合会計年度任用職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定する(令和 8 年 4 月 1 日から施行)。

	6 月期	12 月期	引上げ幅
令和 8 年度以降	1. 2625 月（現行 1. 25 月）	1. 2625 月（現行 1. 25 月）	0. 025 月

(4) 関西広域連合会計年度任用職員の勤勉手当の支給割合を次のとおり改定する(令和 7 年 12 月 1 日から適用)。

	6 月期	12 月期	引上げ幅
令和 7 年度	1. 05 月（現行 1. 05 月）	1. 075 月（現行 1. 05 月）	0. 025 月

(5) 関西広域連合会計年度任用職員の勤勉手当の支給割合を次のとおり改定する(令和 8 年 4 月 1 日から施行)。

	6 月期	12 月期	引上げ幅
令和 8 年度以降	1. 0625 月（現行 1. 05 月）	1. 0625 月（現行 1. 05 月）	0. 025 月

3 施行日及び適用日

- (1) 公布の日から施行する。ただし、上記2(3)及び(5)については令和8年4月1日から施行する。
- (2) 上記2(1)については令和7年4月1日から、上記2(2)及び(4)については同年12月1日から適用する。

4 条例改正案

別紙のとおり

5 今後の予定

令和8年2月28日 広域連合議会に条例案提出

関西広域連合条例第 号

関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例

第 1 条 関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例（令和
元年関西広域連合条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第22条第 4 項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

第24条の 2 第 4 項中「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1（第13条関係） 給料表

職務の級	1 級	2 級	職務の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額	号給	給料月額	給料月額
	円	円		円	円
1	195,800	242,000	33	242,000	277,400
2	196,900	243,300	34	242,900	278,200
3	198,100	244,700	35	243,800	279,000
4	199,200	246,100	36	244,800	279,600
5	200,300	247,500	37	245,800	280,300
6	202,000	248,900	38	246,700	281,100
7	203,600	250,300	39	247,600	281,800
8	205,200	251,700	40	248,400	282,500
9	206,700	253,100	41	249,200	283,200
10	208,400	254,300	42	249,900	283,900
11	210,000	255,600	43	250,500	284,600
12	211,600	256,900	44	251,100	285,300
13	213,100	258,100	45	251,800	286,000
14	214,800	259,300	46	252,400	286,600
15	216,500	260,500	47	253,000	287,300
16	218,200	261,700	48	253,600	287,900
17	219,400	262,800	49	254,100	288,600
18	221,000	263,900	50	254,700	289,200
19	222,600	265,000	51	255,300	289,900
20	224,100	266,100	52	255,800	290,600
21	225,600	267,000	53	256,200	291,100
22	227,200	268,000	54	256,600	291,700
23	228,800	269,000	55	256,900	292,300
24	230,400	270,000	56	257,200	293,000
25	232,000	271,000	57	257,500	293,600
26	233,700	271,900	58	257,800	294,200
27	235,000	272,700	59	258,100	294,800
28	236,300	273,600	60	258,400	295,500
29	237,600	274,400	61	258,700	296,100
30	238,700	275,200	62	259,000	296,700
31	239,800	276,000	63	259,300	297,200
32	240,900	276,700	64	259,600	297,700

職務の級	1 級	2 級	職務の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額	号給	給料月額	給料月額
	円	円		円	円
65	259,900	298,200	96		308,700
66	260,200	298,800	97		308,900
67	260,500	299,300	98		309,200
68	260,800	299,900	99		309,500
69	261,100	300,300	100		309,900
70	261,400	300,800	101		310,100
71	261,700	301,300	102		310,400
72	262,000	301,900	103		310,700
73	262,300	302,400	104		311,000
74	262,600	302,800	105		311,200
75	262,900	303,100	106		311,500
76	263,200	303,400	107		311,800
77	263,500	303,600	108		312,100
78	263,800	303,900	109		312,300
79	264,100	304,100	110		312,600
80	264,400	304,400	111		313,000
81	264,700	304,600	112		313,300
82	265,000	304,800	113		313,500
83	265,300	305,100	114		313,700
84	265,600	305,300	115		314,000
85	265,900	305,600	116		314,400
86	266,200	305,800	117		314,600
87	266,500	306,100	118		314,800
88	266,800	306,400	119		315,100
89	267,100	306,700	120		315,400
90	267,400	307,000	121		315,700
91	267,700	307,300	122		315,900
92	268,000	307,600	123		316,200
93	268,300	307,800	124		316,500
94		308,000	125		316,800
95		308,300			

第2条 関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第4項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第24条の2第4項中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例（以下「新給与条例」という。）別表第1の規定は令和7年4月1日から、新給与条例第22条第4項及び第24条の2第4項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 新給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新給与条例の規定による給与の内払とみなす。

関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表（案）（第1条関係）

改正後	改正前
第1条～第21条 省略 （フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第22条 省略 2・3 省略 4 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 省略 5・6 省略 第23条・第24条 省略 （フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当） 第24条の2 省略 2・3 省略 4 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、当該フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に当該フルタイム会計年度任用職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 5・6 省略 第25条～第44条 省略 附則 省略	第1条～第21条 省略 （フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第22条 省略 2・3 省略 4 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 省略 5・6 省略 第23条・第24条 省略 （フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当） 第24条の2 省略 2・3 省略 4 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、当該フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に当該フルタイム会計年度任用職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 5・6 省略 第25条～第44条 省略 附則 省略

改正後					
別表第 1 （第 13 条関係） 給料表					
職務の級	1 級	2 級	職務の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額	号給	給料月額	給料月額
	円	円		円	円
1	195,800	242,000	33	242,000	277,400
2	196,900	243,300	34	242,900	278,200
3	198,100	244,700	35	243,800	279,000
4	199,200	246,100	36	244,800	279,600
5	200,300	247,500	37	245,800	280,300
6	202,000	248,900	38	246,700	281,100
7	203,600	250,300	39	247,600	281,800
8	205,200	251,700	40	248,400	282,500
9	206,700	253,100	41	249,200	283,200
10	208,400	254,300	42	249,900	283,900
11	210,000	255,600	43	250,500	284,600
12	211,600	256,900	44	251,100	285,300
13	213,100	258,100	45	251,800	286,000
14	214,800	259,300	46	252,400	286,600
15	216,500	260,500	47	253,000	287,300
16	218,200	261,700	48	253,600	287,900
17	219,400	262,800	49	254,100	288,600
18	221,000	263,900	50	254,700	289,200
19	222,600	265,000	51	255,300	289,900
20	224,100	266,100	52	255,800	290,600
21	225,600	267,000	53	256,200	291,100
22	227,200	268,000	54	256,600	291,700
23	228,800	269,000	55	256,900	292,300
24	230,400	270,000	56	257,200	293,000
25	232,000	271,000	57	257,500	293,600
26	233,700	271,900	58	257,800	294,200
27	235,000	272,700	59	258,100	294,800
28	236,300	273,600	60	258,400	295,500
29	237,600	274,400	61	258,700	296,100
30	238,700	275,200	62	259,000	296,700
31	239,800	276,000	63	259,300	297,200
32	240,900	276,700	64	259,600	297,700

改正前					
別表第 1 （第 13 条関係） 給料表					
職務の級	1 級	2 級	職務の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額	号給	給料月額	給料月額
	円	円		円	円
1	183,500	230,000	33	230,000	267,000
2	184,600	231,500	34	231,100	267,800
3	185,800	233,000	35	232,200	268,600
4	186,900	234,500	36	233,300	269,300
5	188,000	236,000	37	234,400	270,000
6	189,700	237,500	38	235,400	270,800
7	191,300	239,000	39	236,400	271,600
8	192,900	240,500	40	237,300	272,300
9	194,500	242,000	41	238,200	273,000
10	196,200	243,400	42	239,100	273,800
11	197,800	244,800	43	239,900	274,600
12	199,400	246,200	44	240,700	275,300
13	201,000	247,400	45	241,400	276,000
14	202,700	248,600	46	242,000	276,700
15	204,400	249,800	47	242,600	277,400
16	206,100	251,000	48	243,200	278,100
17	207,400	252,100	49	243,800	278,800
18	209,000	253,200	50	244,400	279,500
19	210,600	254,300	51	245,000	280,200
20	212,100	255,400	52	245,500	280,900
21	213,600	256,400	53	246,000	281,500
22	215,200	257,400	54	246,400	282,200
23	216,800	258,400	55	246,700	282,800
24	218,400	259,400	56	247,000	283,500
25	220,000	260,400	57	247,300	284,100
26	221,700	261,300	58	247,600	284,800
27	223,000	262,200	59	247,900	285,400
28	224,300	263,100	60	248,200	286,100
29	225,600	263,900	61	248,500	286,700
30	226,700	264,700	62	248,800	287,400
31	227,800	265,500	63	249,100	288,000
32	228,900	266,300	64	249,400	288,500

改正後					
職務の級	1 級	2 級	職務の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額	号給	給料月額	給料月額
	円	円		円	円
65	259,900	298,200	96		308,700
66	260,200	298,800	97		308,900
67	260,500	299,300	98		309,200
68	260,800	299,900	99		309,500
69	261,100	300,300	100		309,900
70	261,400	300,800	101		310,100
71	261,700	301,300	102		310,400
72	262,000	301,900	103		310,700
73	262,300	302,400	104		311,000
74	262,600	302,800	105		311,200
75	262,900	303,100	106		311,500
76	263,200	303,400	107		311,800
77	263,500	303,600	108		312,100
78	263,800	303,900	109		312,300
79	264,100	304,100	110		312,600
80	264,400	304,400	111		313,000
81	264,700	304,600	112		313,300
82	265,000	304,800	113		313,500
83	265,300	305,100	114		313,700
84	265,600	305,300	115		314,000
85	265,900	305,600	116		314,400
86	266,200	305,800	117		314,600
87	266,500	306,100	118		314,800
88	266,800	306,400	119		315,100
89	267,100	306,700	120		315,400
90	267,400	307,000	121		315,700
91	267,700	307,300	122		315,900
92	268,000	307,600	123		316,200
93	268,300	307,800	124		316,500
94		308,000	125		316,800
95		308,300			

別表第2 省略

改正前					
職務の級	1 級	2 級	職務の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額	号給	給料月額	給料月額
	円	円		円	円
65	249,700	289,000	96		300,100
66	250,000	289,600	97		300,300
67	250,300	290,100	98		300,600
68	250,600	290,700	99		301,000
69	250,900	291,200	100		301,400
70	251,200	291,700	101		301,600
71	251,500	292,300	102		301,900
72	251,800	292,900	103		302,200
73	252,100	293,400	104		302,500
74	252,400	293,900	105		302,700
75	252,700	294,300	106		303,000
76	253,000	294,600	107		303,300
77	253,300	294,800	108		303,600
78	253,600	295,100	109		303,800
79	253,900	295,300	110		304,200
80	254,200	295,600	111		304,600
81	254,500	295,800	112		304,900
82	254,800	296,000	113		305,100
83	255,100	296,300	114		305,300
84	255,400	296,500	115		305,600
85	255,700	296,800	116		306,000
86	256,000	297,100	117		306,200
87	256,300	297,400	118		306,400
88	256,600	297,700	119		306,700
89	256,900	298,000	120		307,000
90	257,200	298,300	121		307,400
91	257,500	298,600	122		307,600
92	257,800	299,000	123		307,900
93	258,100	299,200	124		308,200
94		299,400	125		308,500
95		299,700			

別表第2 省略

関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表（案）（第２条関係）

改正後	改正前
第１条～第21条 省略 （フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第22条 省略 ２・３ 省略 ４ 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４） 省略 ５・６ 省略 第23条・第24条 省略 （フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当） 第24条の２ 省略 ２・３ 省略 ４ 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、当該フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に当該フルタイム会計年度任用職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した任期の定めが６月以上のフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 ５・６ 省略 第25条以下 省略	第１条～第21条 省略 （フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第22条 省略 ２・３ 省略 ４ 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４） 省略 ５・６ 省略 第23条・第24条 省略 （フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当） 第24条の２ 省略 ２・３ 省略 ４ 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、当該フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に当該フルタイム会計年度任用職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した任期の定めが６月以上のフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 ５・６ 省略 第25条以下 省略